



とうほくふるさと情報

H25年12月版

～東京司法書士会でピックアップした東北関連の情報をお届けします～



ぞーなってるの？損害賠償！

原発事故損害賠償請求権の時効について

Q1：原発事故の損害賠償の時効って何年ですか？

A：現在の法律（民法）では、損害賠償の時効は「3年」となっています。
これについては、来年で事故から3年を迎えるため、避難者の方々から時効で損害賠償請求権が消滅してしまうのではないかと不安の声があがっています。

Q2：時効の特例があると聞いたのですが？

A：今年6月にいわゆる「原賠 ADR 時効中断特例法」が成立しました。
この法律では、原子力損害賠償紛争解決センター（原賠 ADR）に申し立てを行ったけれども、手続きの途中で時効の期間を過ぎてしまったのに和解が成立しなかった（和解仲介打ち切り）方が対象です。この場合でも、和解仲介打ち切りから一か月以内に裁判所に裁判を起せば、原賠 ADR に申し立てをした時に裁判を起したとされ、時効にかからないこととされました。
しかし、この特例は原賠 ADR に申し立てをしていなかった方は救済されないとの問題点が指摘されていました。

Q3：「3年」の時効は延長されないのでしょうか？

A：上記の問題点などから、私たち司法書士の団体を始め、様々な団体が時効を延長する法律を作るよう政府や国会に多くの要望・意見が出されてきました。
これらを受け、現在、開かれている臨時国会で原発事故の損害賠償の時効を「3年」から「10年」に延長する法案が提出され、年内にも成立する見込みであると報道されています。
この法案が成立すれば、原賠 ADR に申し立てをしたか否かに関わらず、当分の間は時効で損害賠償請求権が消滅してしまうのではと心配する必要がなくなります。

*上記は H25. 11. 24時点での法律・情勢です。法案の成否については、今後の報道等でご確認ください。
また、時間の経過によって証拠は散逸しやすく、記憶も薄れてきます。法律家への相談をお考えの方は、なるべく早く相談されることをお勧めします。



面談による相談（予約制）

●東京司法書士会総合相談センター（四谷・金曜 16時～19時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

交通：JR中央線 四ツ谷駅 四谷口 徒歩4分

東京メトロ丸ノ内線・南北線 四ツ谷駅 出口2番 徒歩4分

予約受付時間：平日午前9時～12時 午後1時～5時

●三多摩総合相談センター（立川）

ご予約電話番号：042-548-3933

交通：JR中央線 立川駅 北口 徒歩6分（北口大通り経由）

多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分

予約受付時間：平日午前9時～12時 午後1時～5時



電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日午前10時～午後4時 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。

（受付は午後3時45分をもって終了いたします）



岩手

釜石市は11月21日、市役所で検討会を開き、復興公営住宅についてルールを設けた上で、ペット飼育を認める方針を確認しました。12月中に市民から広く意見を聞き、協議を経て最終決定されるそうです。

（H25.11.22 岩手日報 Web News より）



宮城

11月23日、「石巻かきまつり」が開催されました。震災後は初の開催。焼きガキやカキ汁が販売され、約3万人が来場し、旬の味覚を堪能したそうです。ベガルタ仙台レディースの選手たちも駆けつけ、カキの販売を手伝ったそうです。（H25.11.24 河北新報 KAHOKU ONLINENETWORK より）

福島

相馬市長は、11月21日に記者会見を行い、国が除染の長期目標としている「年間1・0ミリシーベルト以下」の達成時期を、市独自に「5年以内」と設定し、平成28年3月までを目標にして除染作業を進めていく方針を明らかにしました。

（H25.11.24 福島民報社より）

